議案第11号

駐在地指定の廃止について

1 提案理由

2020年度全国高等学校総合体育大会の中止が決定されたことに伴い、開催に関する事務処理のため職員を配置していた県立高等学校の駐在地指定を廃止する必要があるため

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条

3 告示案

次頁のとおり

4 施行年月日

令和2年5月31日

石川県教育委員会告示第 号

保健体育課に所属する職員を2020年度全国高等学校総合体育大会開催に関する事務処理のため駐在させる地の指定(平成31年石川県教育委員会告示第6号)は、令和2年5月31日限り廃止した。

令和2年 月 日

石川県教育委員会

◎駐在地指定と職員配置の経緯

- ①2020(R2)年度大会開催準備のため、H31.4.1 に 3 校(金沢桜丘、金沢西、内灘)を駐在地に指定し、これまで 5 名を配置(保健体育課所属)
- ②R3 年度大会開催準備のため、R2.4.1 に 1 校(金沢桜丘)を駐在地に指定し、7 名を配置(保健体育課所属)
- ◎2020(R2)年度大会の中止決定に伴う今回の対応

2020(R2)年度大会開催準備のための駐在地指定は R2.5.31 限りで廃止

- ※1 教職員は R2.6.1 付けで異動
- ※2 R3 年度大会開催準備のための駐在地指定は存続